

富士見市立東中学校の学校生活での約束

生徒指導担当

I 登校についての約束

- ① 登校時間は 8:30 とする(8:30～8:38 は朝読書)。朝会の日(主に火曜日)は、体育館に 8:30 に整列完了。
- ② 通学路は決められた道路を通行する(日本スポーツ振興センターの適用)。
- ③ 登校時の服装は制服とする。ただし、11 月から 2 月まではジャージによる通学も認める。
- ④ 防寒着は、学校・部活指定のウインドブレーカーとする(11 月～3 月)。雨合羽とは別の扱いである。

II 服装、持ち物等についての約束

- ① 制服は東中学校指定の標準服とする。名札は登下校の際は外し、校舎内では制服につける。
- ② ワイシャツとブラウスは白色とする。
- ③ ワイシャツとブラウスには、ネクタイまたはリボンをつける。ただし、夏は付けなくてよい。
- ④ ポロシャツを夏服として着用する場合は、紺色の本校指定のものとし、裾は出して良い。
- ⑤ スラックスは、身体にあったものを着用する。
- ⑥ ベルトの色は、黒で革や合皮のものとする。
- ⑦ ベストは本校指定のものとし、冬服夏服ともに着用は自由とする。
- ⑧ スカート丈は膝が隠れる程度とする。
- ⑨ セーターは無地とし、色は黒・紺・グレーのものを着用する。(ワンポイント可)
- ⑩ 靴下の色は、白・黒・紺・グレーを基調とし、ワンポイント、ラインは 1 本まで可とする。膝より上の長さのもの認めない。**※教室等にポスター掲示あり** タイツとレギンスは黒のみとする。
- ⑪ 頭髮は、清潔感のある髪型とする。パーマ・整髪・染髪などをせず、前髪は目にかからない長さとする。また、肩につく長さになったら必ず結ぶこと。
- ⑫ ゴムの色は黒、茶、紺とする。
- ⑬ 登下校時にマフラー・ネックウォーマーの着用を認める。色の指定はない。
- ⑭ 体育着の中にインナーシャツを着用してよい。色の指定は白、黒、紺、茶、グレーのものとする。ただし、ハイネックは不可。また、長袖のものを着用する場合には、袖から出ないように着用すること。

【衣替えについて】※天候や気温に応じて変更することもある。

- ・冬服から夏服… 5 月 1 日から(5 月中はどちらでも可)
- ・夏服から冬服… 10 月 1 日から(10 月中はどちらでも可)

III 儀式的行事の服装についての約束

- ① 夏服は、ワイシャツ・ブラウス・ポロシャツのいずれかを着用し、スラックスまたはスカートををはくこと。
冬服は、学ラン・セーラー服・ブレザーのいずれかを着用し、スラックスかスカートををはくこと。セーラー服の場合はスカートを、ブレザーの場合はネクタイまたはリボンをつけること。
- ② 靴下はくるぶしより上の長さで、白色を着用すること。
- ③ 胸に必ず名札をつけること。

IV 靴についての約束

- ① 通学靴は体育の授業で利用できる運動靴とする。色の指定はない。
- ② 上履きは学校指定の学年色の物を使用する。

V 通学のカバンについての約束

- ① 学校指定のスクールバックとする。

VI 下校について

- ① 用事のない生徒は、帰りの会終了後速やかに下校すること。服装は、原則として制服とする。ただし、部活動のある日は顧問の指示に従うこと。また、11月～2月はジャージによる下校を認める。
- ② 部活動、学級活動等の最終下校時間を下記の通りとする。完全下校時刻は校舎内戸締まりの時間である。

時 期	活動終了時刻	完全下校時刻
4月1日 ～ 8月24日	17:45	18:00
8月25日 ～ 新人入間東部大会	17:30	17:45
新人入間東部大会終了後 ～ 県民の日	17:00	17:15
県民の日翌日 ～ 12月末	16:30	16:45
1月中	16:45	17:00
2月中	17:15	17:30
3月中	17:30	17:45

VII 自転車通学についての約束

- ① 自転車許可の申請ができるのは、家庭で任意の自転車保険に加入している生徒のみとする。
- ② ヘルメットの着用を義務とする。
- ③ 自転車は、毎学期初めに行われる自転車安全点検に合格したものに乗車する。
- ④ 自転車の仕様は、下記の内容とする。
 - ・ライト、ベル、反射板(両輪各1個ずつ)、荷台、泥よけ、両足スタンドが付いたもので、施錠ができ、ブレーキなどの整備が行き届いたものとする。(変速ギアは可)
 - ・次のような自転車は安全確保のため許可しない。
 - ア 変形したハンドルの付いたもの
 - イ その他特別な部品、改造などをほどこしたもの
 - ・許可された自転車には、必ず鑑札を付ける。
- ⑤ 交通ルールを守る。本校では、横断歩道の渡り方として、自転車を降り、一時停止と安全確認を行い、降りたまま歩いて渡る。
- ⑥ 雨天時には必ず雨合羽を着用する。
- ⑦ 自転車についての約束を守れない生徒については、安全のため安全主任による指導を受けることとし、それでも改善されない場合は、生命と安全確保のため、徒歩通学に通学方法を変更する。

※ルール違反(禁止区域の走行、明らかな並列走行、タッチ&ゴー等)による自転車通学禁止措置

→1度目は各学年の安全担当による安全指導を受ける。2回目の指導で自転車通学を禁止とし、指導した翌日から3日間の徒歩通学を基本とする。(2回目以降は、年度が終わるまで、その都度徒歩通学を繰り返す。)

VIII 水筒について(ペットボトル不可。ただし、休日の部活動の時はペットボトル可)

- ① 中身は水・スポーツ飲料・お茶類とする。年間を通して持参可。

IX 公共物の破損について

- ① 故意に破損した場合は、保護者に原状回復、もしくは、修繕費用を負担していただくことがあります。